

# 市営住宅の入居者募集

### 申込案内書の配布は5月30日から

市は、普通市営住宅、改良住宅、県公社住宅(市管理分)などの入居者を募集します。今回の募集は計130戸です。

【申込案内書の配布】5月30日、6月10日の執務時間中に、同公社入居管理課、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター・分室、アクタ西宮ステーション、若竹生文化会館で

【申込方法】申込案内書に添付している申込書で同公社入居管理課へ郵送を(6月10日までの消印分有効)。申込は1世帯1通のみ(重複申込はすべて無効)

入居者募集は年3回実施しています(次回は10月下旬の予定)

～募集団地の概要～

住宅の種類	団地名	戸数等
普通市営住宅	西宮浜4丁目▷樋ノ口町1・2丁目▷ルゼフィール武庫川第2五番街▷獅子ケ口町▷神原▷大社町▷シティハイツ西宮北口▷池田町▷津門大塚町▷ルネシティ西宮津門2号棟▷今津久寿川町▷高須町1丁目▷ルゼフィール西宮丸橋町▷両度町▷甲子園口6丁目▷上ヶ原三番町▷上ヶ原四番町▷東山台1丁目▷山口町など	計102戸 うちシルバー住宅...9戸 ▷車いす対応住宅...1戸 ▷高齢者世帯優先枠...2戸 ▷母子(父子)世帯優先枠...11戸 ▷障害者世帯優先枠...3戸 ▷被災者世帯優先枠...1戸 ▷多子世帯優先枠...1戸
改良住宅等	森下町21・23・26・27・28号棟▷神明2号館▷中殿町6号棟▷中須佐町7・8号棟	計15戸 うち高齢者世帯優先枠...4戸
県公社住宅(市管理分)特別賃貸住宅	田近野町1・2号棟▷城ヶ堀町▷第1甲子園(A)(B)	計13戸

## 7月から一部負担金などを改正 福祉医療制度が変わります

7月1日から福祉医療制度が変わります。医療費助成は県との共同事業で実施していますが、県福祉医療制度に一部負担金が導入されたことなどにより、市も条例改正を行いました。全医療区分に一部負担金を導入し、現行の率および額を改めるとともに、制度を新設・拡大します。

問合せは医療助成グループ(0798・35・3192)へ。一部負担金について 医療区分ごとの一部負担金は表1・2のとおりその他の改正内容

- 障害者医療の対象に精神障害者1級が加わります
- 乳幼児医療において、3歳未満児は入院・外来とも保護者負担はなくなります(ただし、1歳児以上は保護者の所得制限あり)
- 災害・失業等に対する特例を設けます

表1 老人医療(65歳～69歳)の一部負担金

負担区分	負担割合	負担上限額(月額)	
		外来	入院
一般の人(以外)	2割	1万2000円	4万200円
市民税非課税世帯に属する人(以外)	2割	8000円	2万4600円
のうち世帯全員の所得が0円の人	1割		1万5000円

本人の所得が制限額(159万5000円)以内でも、同一世帯に属する65歳以上の(本人を含む)の中に、市民税課税標準額が145万円以上の人がある場合、老人医療は受給できません。ただし、本人が所得制限以内で同一世帯の65歳以上の全員の収入額合計が621万円(1人の場合は484万円)未満の場合、申請して認定されると、の2割負担の扱いで受給できるようになります。複数の医療機関や薬局の受診等で一部負担金の合計が上限額を超えた場合、申請により払い戻しされます

表2 障害者医療・母子医療・乳幼児医療の一部負担金

	障害者医療・母子医療	乳幼児医療(3歳～6歳就学前)
一般の人(以外)	外来...1日500円限度(月2回まで)入院...1割負担(2000円まで)	外来...1日700円限度(月2回まで)入院...1割負担(2800円まで)
市民税非課税世帯に属する人で世帯全員の所得が0円の人	外来...1日300円限度(月2回まで)入院...1割負担(1200円まで)	外来...1日500円限度(月2回まで)入院...1割負担(2000円まで)

障害者医療には、高齢心身特別医療を含みます。障害者医療は、本人の所得制限のみ360万4000円に引き下げられます。母子医療、乳幼児医療の所得制限は従前どおり。上記一部負担金は、1医療機関につき1カ月の負担になります。連続して3カ月入院した場合、4カ月目以降の負担はありません

JR福知山線脱線事故被害者の方を対象に

### 「こころのケア相談」を行っています

市は、JR福知山線脱線事故で亡くなられた方のご遺族や事故に遭遇された方などを対象に、「こころのケア相談」を実施しています。

保健師、臨床心理士などが電話や面接、訪問などで対応します。

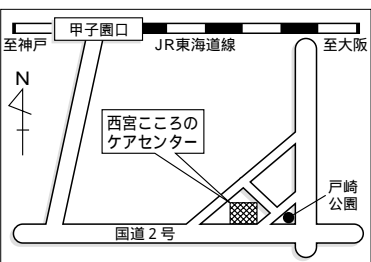
相談窓口

○保健所健康増進課  
【受付日時】月曜～金曜  
(下地図参照)

市は、JR福知山線脱線事故で亡くなられた方のご遺族や事故に遭遇された方などを対象に、「こころのケア相談」を実施しています。

保健師、臨床心理士などが電話や面接、訪問などで対応します。

○西宮こころのケアセンター  
【受付日時】月曜～金曜  
の午前9時半～午後4時半  
【電話】0798・663・3318  
【所在地】戸崎町4-12  
(下地図参照)



「テレホンガイド まち知るべ」ご利用できません。  
「にのみやテレホンガイドまち知るべ(0798・22・3456)」は、システム障害のため現在利用できません。問合せは広報グループ(0798・35・3487)へ。

### 人権を尊重する社会をめざして

### 「人権擁護委員の目」などに 啓発行事を実施

6月1日は、人権擁護委員法が施行された「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員制度は日本固有の制度で、さまざまな人権問題についての相談のほかに、人権尊重の思想を普及するための種々の啓発活動を行っています。

市と神戸地方方法務局西宮支局、西宮人権擁護委員協議会は、この日にちなみ、次の人権啓発行事を実施します。

6月2日の午後1時から4時(受付は3時)まで、街頭人権啓発

6月1日午前10時から阪神西宮駅前。人権啓発チラシなどを配布。

人権相談所を開設

6月2日の午後1時から4時(受付は3時)まで、市民相談課で「人権相談所」を開設します。夫婦・親子間の問題や差別など人権にかかわる事由で悩んでいる人は、「ご相談ください。相談無料。秘密は厳守します。定例の人権相談は、毎月第1・3木曜の午後1時～4時に、市民相談課で行っています。

### 技能功労者表彰 候補者数を調査中

市は、平成17年度技能功労者表彰候補者数の事前調査を行っています。候補者がいる団体などは、6月27日までに、所定の用紙を勤務福祉課(0798・332・7167)へ提出してください。候補者は、次の要件をすべて満たしている人です。

【対象要件】市内在住または在勤極めて優れた技能をもち、他の技能者の模範である。55歳以上で、同一職種の経験が25年以上あり、中小企業に従事(当該経験に基づく技能の大部分を大企業が官公庁で得た人を除く)。現在もその職に従事し指導的立場にある。各業種団体(事業所を含む)の推薦を得られるか。市長が特に推薦する人。過去にこの表彰を受けたことがない。

平成17年度事業・施策を紹介  
「市民と共に愛と希望のまちづくり」を実現

前号に続き、平成17年度の主な事業、施策について、6つの視点からシリーズで紹介いたします。問合せは政策推進グループ(0798・35・3427)へ。

第5の視点  
産業が栄え地域がにぎわうまちづくり  
産業の振興はまちの活性化の基本であり、市は、西宮の産業の特色は、製造品出荷額の8割近くをお酒など飲食料品が占めている点にあります。また、市内には洋菓子やフランス・イタリア料理の店が多くあり、こうした特性を生かして、西宮ブランドとして市民の皆さんに定着した「西宮の特性にあわせた産業の育成・振興をめざす」とも「にぎわいのあるまちづくり」を推進します。

西宮の産業の特色は、製造品出荷額の8割近くをお酒など飲食料品が占めている点にあります。また、市内には洋菓子やフランス・イタリア料理の店が多くあり、こうした特性を生かして、西宮ブランドとして市民の皆さんに定着した「西宮の特性にあわせた産業の育成・振興をめざす」とも「にぎわいのあるまちづくり」を推進します。

また、近年、酒文化を生かした飲食や物販の店舗が開店し、にぎわいをみせる酒蔵地帯に、酒のまちにふさわしい修景づくりとして引き続き、ソーラーシステム仕様の街路アプローチ灯を設置します。

宮洋菓子園遊会や「西宮和菓子まつり」などの都市型観光推進事業を引き続き開催します。